

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 2 7 日

指定放課後等デイサービス事業所 管理者 殿
各市町村障害福祉担当課長 殿

奈良県福祉医療部障害福祉課

奈良県立の特別支援学校等における在宅教育についての取扱いについて

平素は、本県障害福祉施策の推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
今般、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、奈良県立の特別支援学校及び高等学校等における在宅教育実施期間を5月末まで延長するとの方針が出されたところですが、令和2年4月27日より令和2年5月31日までは、臨時休業中の在宅教育扱いとなりますので放課後等デイサービスの基本報酬は休業日の単価でご請求いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、令和2年4月13日付事務連絡でお知らせしましたとおり、令和2年4月13日から令和2年4月26日の間は休業日の扱いではありませんので、平日単価になることを申し添えます。

<参考>令和2年2月27日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課通知
平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（抜粋）

問69 放課後等デイサービスの基本報酬における休業日とは何を指すのか。

具体的には以下のことを指す。

- ・学校教育法施行規則第61条及び第62条の規定に基づく休業日（公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日）
- ・学校教育法施行規則第63条等の規定に基づく授業が行われない日、又は臨時休校の日（例えば、インフルエンザ等により臨時休校の日）

なお、学校が休業日ではない日に、放課後等デイサービスを午前から利用した場合であっても、休業日の取扱いとはしない。

奈良県福祉医療部障害福祉課
担当：自立支援・療育係
TEL：0742-27-8513